

在沖米海兵隊員による不同意性交及び傷害事件に対する意見書

本年3月18日に本島中部の米軍基地内のトイレで面識のない成人女性に性的暴行を加えた上、助けに入った別の女性にも暴行を加えたとして不同意性交及び傷害事件で在沖米海兵隊員の20代男性が、4月30日在宅起訴されたことが報道により明らかになった。

県内においては、令和5年12月に米空軍嘉手納基地所属の空軍兵による16歳未満の少女へのわいせつ目的誘拐と不同意性交事件が発生し、12月以降同様な事件で7件が書類送検され、今回の事件を含め4件が起訴されている。

女性に対する性的暴行は、被害者への肉体的、精神的な苦痛を与え、人間としての尊厳を蹂躪する極めて悪質な犯罪であり、断じて許されるものではなく強い憤りを覚える。

本町議会では、同様な事件が繰り返されるたびに関係機関に対し再三再四、抗議及び要請してきたにもかかわらず同様な事件が発生した。沖縄に米軍基地が集中するが故の事件であり、日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、根本的な解決に繋がらず極めて遺憾である。

よって、本町議会は町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から米軍及び関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項を速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 被害女性とその家族や関係者への謝罪と補償及び被害者バッシング等に対するケアを日米両政府で速やかに行うこと。
- 2 事件の全容を解明するとともに速やかに公表し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底させること。
- 3 米軍人や軍属等による事件・事故防止のための協力ワーキングチームを早急に開催し、事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早急に作成し公表すること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 5 全ての在沖米軍基地を整理縮小し、段階的に撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年5月16日

沖縄県中頭郡北谷町議会議長 仲地 泰夫

あて先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	外務大臣	防衛大臣
沖縄及び北方対策担当大臣	外務省特命全権大使（沖縄担当）		沖縄防衛局長	